HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	座長解題 はじめに(1997年度秋季大会シンポジウム「新農業基本法と北海道農業」)
Citation	北海道農業経済研究, 7(2), 1-1
Issue Date	1998-09-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/63164
Type	other
File Information	KJ00009065002.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

［北海道農業経済研究　第７巻第２号　1998.９］

［ 座長解題 ］1997年度秋季大会シンポジウム

はじめに

本日の学会の共通論題は「新農業基本法と北海道農業」であるが、座長は二人、座長解題も二人で行う。こういう方式は、少々異例と思われるし、レポーターのテーマも途中で変更したので、このようになった経過を予め説明させていただく。

土井会長より「札幌大学で北海道農業経済学会を行いたい。ついては、座長を長尾さんと一緒にお願いしたい」という打診を受けたのはゴールデンウィーク明けであったような気がする。そして、共通論題「新農業基本法と北海道農業」が決まったのが夏休み前、レポーターとそのテーマが決まったのは９月初旬だったと思われる。

９月になって本日まで座長、レポーターの打合せを２回、それにコメンテーターを交えた打合せを１回行った。当初の予定は、第一報告「新農業基本法と北海道の農地問題」（谷本一志氏）、第二報告「新農業基本法と北海道農業の兼業化問題」（泉谷眞実氏）、第三報告「新農業基本法と北海道農業の担い手問題」であった。つまり、「新農業基本法」との関連で北海道農業の最重要課題である「農地問題」、「兼業化問題」、「担い手問題」の現状と課題を解明していただくということであった。ところが、打合せの過程で、二つの問題が起こった。

一つ目は、この間「北海道米の仮渡金13,000円問題」と「１等米比率57.7%問題」が起こったということである。北海道の稲作は新食糧法によって大ピンチに立たされてきたが、この問題はパニックという表現に値するほどの激震を産地にもたらしている。当初、清水氏には「担い手問題」を報告していただく予定であったが、この問題の緊急性と氏の現在の仕事の関係で「新食糧法と道産米の需給動向」に変更した。したがって、谷本氏には、当初の「農地問題」から「農地・担い手問題」に変更し、また報告の順序も変更した。そして、さらに今年の稲作問題の実態を緊急調査し、共通の問題意識で学会に望もうということで、11月１日に座長とレポーター全員で美唄、岩見沢、栗沢の農家調査をしてきた。実は、本日、その時お世話になった美唄の森川さんと岩見沢の峯さんがお見えになっているので、後ほど補足的に報告していただくことにしている。

二つ目は、本日の共通論題である「新農業基本法」は、現在審議中であり、その全容は明らかになってはいないので、「新農業基本法」を各人がバラバラに捉える怖れがある。また、本日のレポートのテーマだけだと、政策論的な位置付け、経営論的な位置付けが欠けており、全体の議論をするのに座りが悪いと思われる。そこで、変則的ではあるが、二人の座長が「解題」という形で、その穴埋めをすることにした。座長解題が二人だと少々時間をとるので、その分、レポーターの時間が短くなるが、以上の経過なのでよろしくご協力をお願い申し上げる。